

コンプライアンスセミナー

～建設工事の瑕疵をめぐる問題～

一般社団法人東京建設業協会
東京土木施工管理技士会
東日本建設業保証(株)

多くの建設工事は契約に基づいて実施されます。たとえ技術的・品質的に優れていても、契約相手との約束に沿わなければ、契約違反の責任を問われることがあります。一方、契約相手との約束であっても、基本的な安全性を損なうような工事を行えば、建物利用者等に対して不法行為責任を負うことになります。このように、知っておくべきルールを知らずに工事を行うと、完了後に思いもしなかった責任を追及される可能性があるのです。

また建築訴訟は、医療、知財と並んで三大専門訴訟の一つと言われ、解決が難しい訴訟の代表格です。加えて、近年施工者にとって重要な最高裁の判例も出ています。

今回は裁判でよく問題になる瑕疵問題を中心に、具体的ケースを題材にして解説します。

開催日

平成25年7月30日(火) 14時～16時30分 (13時30分より受付開始)

会場

飯田橋レインボービル2階中会議室 新宿区市谷船河原町11

講師

大森 文彦氏 (弁護士・東洋大学法学部教授)

東京大学工学部建築学科卒業後、建設会社に勤務し、一級建築士資格を取得。同社退社後、弁護士資格を取得。

中央建設工事紛争審査会委員、社会資本整備審議会臨時委員、最高裁判所建築関係訴訟委員会特別委員などを務める。

主な著書に『新・建築家の法律学入門』(大成出版)、『建築工事の瑕疵責任入門』(同)、『建築の著作権入門』(同)、『建築士の法的責任と注意義務』(新日本法規出版)、『建築紛争ハンドブック』(共著、丸善)など。

内容

1.建設工事の紛争類型

2.建設工事請負契約相手に対する瑕疵責任

(1)請負契約上の瑕疵について

瑕疵とは、瑕疵の判断基準、最高裁判例

(2)瑕疵担保責任の内容

修補義務、損害賠償義務、最高裁判例

(3)責任の発生時期、責任期間、免責されるケース

(4)アフターサービスとの関係

3.建物購入者に対する瑕疵責任

(1)不法行為制度の概要

一般的要件、責任期間

(2)最高裁判例

4.竣工図と現状建物が不適合の場合の法的責任

対象

経営幹部、法務・総務部門、現場技術者の方々

受講料

○東京建設業協会・東京土木施工管理技士会会員 無料

○非会員：10,000円(税込み：当日受付でお支払いください)

定員・申込方法

・定員80名

・裏面の申込用紙にご記入の上、FAX(03-3555-2170)にてお申し込みください。

・申込書到着後、受付印・受付番号を記入の上、返信いたします。

・定員に達した場合など、受付できない場合はご連絡いたします。

※キャンセルされる場合は至急ご連絡ください。

問合せ先

一般社団法人東京建設業協会 セミナー係 TEL 03-3552-5656 FAX 03-3555-2170

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館5階

当協会の各種研修会はホームページ <http://www.token.or.jp> にて案内しております。